

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第43号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（平成11年岩手県条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県税の不均一課税)</p> <p>第 2 条 法第 9 条第10項に規定する認定基本計画の同項の規定による公表の日（当該公表の日が平成20年 3 月31日以前であるものに限る。以下「公表の日」という。）から起算して 3 年以内に、当該認定基本計画において定められた法第 2 条に規定する中心市街地の区域内において商業基盤施設を設置した者について、次の各号に掲げる県税については、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第56条及び第117条の 4 の規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより不均一の課税をする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(県税の不均一課税)</p> <p>第 2 条 法第 9 条第10項に規定する認定基本計画の同項の規定による公表の日（当該公表の日が平成22年 3 月31日以前であるものに限る。以下「公表の日」という。）から起算して 3 年以内に、当該認定基本計画において定められた法第 2 条に規定する中心市街地の区域内において商業基盤施設を設置した者について、次の各号に掲げる県税については、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第56条及び第117条の 4 の規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより不均一の課税をする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成20年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の条例第 2 条に規定する公表の日が平成20年 4 月 1 日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間である場合において、同期間中に不動産を取得した者で同条の規定により不動産取得税の不均一課税の適用を受けようとするものについては、施行日前に改正後の条例第 3 条第 1 号に定める期限を経過したもの又は施行日から起算して 1 月以内に当該期限が到来するものに限り、同条に規定する申請書の提出期限は、施行日から起算して 1 月を経過した日とする。